

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公告します。

令和8年1月20日

京都市伏見区長 土橋 聰憲

住民票上の氏名	住民票上の住所	職権処理の内容	処理年月日
佐々木 秀司	京都市伏見区醍醐折戸町 19番地 市営住宅醍醐西団地1205	実態調査に基づく職権消除	令和8年 1月13日

(伏見区役所醍醐支所市民総合窓口室)